

令和7年3月24日
関 東 農 政 局

令和6年度関東農政局発注者綱紀保持委員会の審議概要について

関東農政局では、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第9条に基づき設置された、関東農政局発注者綱紀保持委員会を開催しました。

審議概要は、下記のとおりです（会議資料については別添のとおり）。

記

1. 日 時 令和7年3月12日（水） 13時30分～14時00分
2. 場 所 関東農政局 11 階会議室
3. 出席者 関東農政局長、次長（総務部担当）、総務部長、総務課長、会計課長、事業経理官、農村振興部設計課長、企画調整室調整官、消費・安全部消費生活課長、生産部生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長、統計部調整課長
4. 審議内容
 - （1） 農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案について
該当無し。
 - （2） 令和6年度発注者綱紀保持対策の取組結果について
発注事務に係る綱紀の保持を図るため取組計画に位置づけられた全ての取組（職員への周知、発注者綱紀保持研修等の実施、事業者への周知）について確実に実施されたことを確認した。
 - （3） 令和7年度発注者綱紀保持対策の取組計画
第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった場合、事案の調査分析及び公表を行うこと、発注事務に係る綱紀の保持を図るため、職員への周知、発注者綱紀保持研修等の実施及び事業者への周知を行うこととした取組計画を提案し、承認された。

以 上

○農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案について

・令和6年3月13日～令和7年3月11日の間において該当する事案なし。

令和6年度発注者綱紀保持対策の取組結果について

令和6年度の取組計画	令和6年度の取組結果
2. 職員への周知 発注者綱紀保持責任者より、本局企画調整室長、各部長、総務部各課長、各地方参事官(都県拠点)及び各事業(務)所長あてに令和6年度発注者綱紀保持対策の取組に係る通知を行い、令和6年5月末までに、農林水産省発注者綱紀保持規程に基づく発注担当職員及び管理監督者の法令遵守等の責務、事業者との応接方法、第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応等について周知を行うとともに、発注者綱紀保持に関するチェックテストを実施する。 特に、発注が行われる本局各部室、事業(務)所に関しては、その実施結果を取りまとめる。	2. 職員への周知 令和6年度関東農政局発注者綱紀保持対策の取組について(令和6年3月26日付け発注者綱紀保持責任者総務部長通知)にて本局企画調整室長、各部長、総務部各課長、各地方参事官(都県拠点)及び各事業(務)所長あてに令和6年度発注者綱紀保持対策の取組に係る通知を行った。 また、令和6年4月26日に発注者綱紀保持委員会事務局から職員一斉メールで発注担当職員及び管理監督者の法令遵守等の責務、事業者との応接方法、第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応等が記載されている「発注者綱紀保持マニュアル(ポケット版)」の内容の確認を求めるとともに、「発注者綱紀保持に関するチェックテスト」の実施を求めた。 なお、第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応等については、メール本文にも特筆して記載し、周知を行った。 本局各部室、事業(務)所のチェックテストの実施結果については、次のとおり。 <周知結果取りまとめ対象職員数>959人 <周知済み職員数>959人 (実施率100%)
3. 発注者綱紀保持研修等の実施 (1)発注者綱紀保持研修 発注者綱紀保持責任者は、第1四半期に管理監督者及び発注担当職員を対象とした発注者綱紀保持研修(WEB会議)を実施する。 また、当日の研修に参加できなかった管理監督者及び発注担当職員に対しては、当該研修資料・概要等を用いた研修参加者による研修又はオンライン研修を実施する。	3. 発注者綱紀保持研修等の実施 (1)発注者綱紀保持研修 令和6年5月24日に管理監督者及び発注担当職員を対象とした発注者綱紀保持研修(WEB会議・Teams利用)を実施した。 また、当該研修に参加できなかった管理監督者及び発注担当職員に対しては、当該研修資料・概要等を用いた研修参加者による研修又はオンライン研修を実施した。 <受講対象職員数>559人 <受講職員数>559人 (受講率 100%)
(2)発注者綱紀保持研修eラーニング研修【本省主催】 本省主催の農林水産省全職員を対象とした発注者綱紀保持対策に関するeラーニング研修(令和6年11月頃)について、関東農政局全職員に受講させる。	(2)発注者綱紀保持研修eラーニング研修【本省主催】 本省主催の発注者綱紀保持対策に関するeラーニング研修について、令和6年11月11日～令和6年12月20日の間に実施した。取組結果は次のとおり。 <受講対象職員数>1,792人 <受講職員数>1,790人 (受講率 99.9%) なお、未受講者には研修資料を送付して学習を指示し、レポートを提出させた。
(3)農業農村整備事業に携わる者に向けた情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修【本省農村振興局主催】 本省農村振興局が主催する情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修(令和7年3月頃)について、関東農政局対象職員に受講させる。 なお、対象職員は、農業農村整備事業に携わる全ての発注担当職員、令和6年度退職予定職員、及び関東農政局本局在籍の全ての農業土木系職員。	(3)農業農村整備事業に携わる者に向けた情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修【本省農村振興局主催】 令和7年3月13日に情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修(集合及びWEB研修)を実施予定としている。 <受講対象職員数>411人 なお、当日受講できなかった者については、3月24日までに録画した研修動画を視聴することにより受講することとしている。
4. 事業者への周知 関東農政局における発注者綱紀保持のための取組(①発注者綱紀保持対策の関東農政局ホームページへの掲載、②各職場の発注窓口に事業者への周知文書の掲示、③入札公告への発注者綱紀保持対策の掲載)の実施により、事業者に対し周知を行う。	4. 事業者への周知 関東農政局における発注者綱紀保持のための取組のうち、「発注者綱紀保持対策の関東農政局ホームページへの掲載」については、令和6年3月26日に掲載を行った。 また、「各職場の発注窓口」に事業者への周知文書の掲示、「入札公告への発注者綱紀保持対策の掲載」については、令和6年度関東農政局発注者綱紀保持対策の取組について(令和6年3月26日付け発注者綱紀保持責任者総務部長通知)に基づき、各職場において事業者に対し周知を行った。 また、令和6年4月下旬に、事業者団体が主催する事業者向けの研修会に農村振興部設計課が講師として出席した際に、発注者綱紀保持の取組について、事業者への周知を行った。

(注)「病気休職者」、「育児休業者」、「専従休職者」、「病気休暇取得者」及び「長期出張者等」は対象職員数から除いている。

令和7年度発注者綱紀保持対策の取組計画

発注者綱紀保持委員会決定

1. 規定違反、また、第三者からの不当な働きかけを受けた事案について

農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)の規定に反するとし、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった場合、発注者綱紀保持委員会は、事案の調査分析及び公表を行う。

2. 職員への周知

発注者綱紀保持責任者より、本局企画調整室長、各部長、総務部各課長、各地方参事官(都県拠点)及び各事業(務)所長あてに令和7年度発注者綱紀保持対策の取組に係る通知を行い、令和7年5月末までに、農林水産省発注者綱紀保持規程に基づく発注担当職員及び管理監督者の法令遵守等の責務、事業者との応接方法、第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応等について周知を行うとともに、発注者綱紀保持に関するチェックテストを実施する。

特に、発注が行われる本局各部室、事業(務)所に関しては、その実施結果を取りまとめる。

3. 発注者綱紀保持研修等の実施

(1) 発注者綱紀保持研修

発注者綱紀保持責任者は、第1四半期に管理監督者及び発注担当職員を対象とした発注者綱紀保持研修(WEB 会議)を実施する。

また、当日の研修に参加できなかった管理監督者及び発注担当職員に対しては、当該研修資料・概要等を用いた研修参加者による研修又はオンライン研修を実施する。

(2) 発注者綱紀保持 e ラーニング研修【本省主催】

本省主催の農林水産省全職員を対象とした発注者綱紀保持対策に関する e ラーニング研修(令和7年11月頃)について、関東農政局全職員に受講させる。

(3) 農業農村整備事業に携わる者に向けた情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修
情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修(第1四半期開催)について、関東農政局対象職員に受講させる。

なお、対象職員は、農業農村整備事業に携わる全ての発注担当職員、農業農村整備事業に携わる令和7年度退職予定職員、及び関東農政局本局在籍の全ての農業土木系職員。

(4) 退職前研修

退職予定者に対し、資料配布及び説明を行う。

4. 事業者への周知

関東農政局における発注者綱紀保持のための取組(①発注者綱紀保持対策の関東農政局ホームページへの掲載、②各職場の発注窓口に事業者への周知文書の掲示、③入札公告への発注者綱紀保持対策の掲載、④事業者団体を通じた事業者への周知)の実施により、事業者に対し周知を行う。